

東京都行政書士会立川支部公式ウェブサイト管理・運用規程

(目的)

第1条 この規程は、東京都行政書士会立川支部（以下、「支部」という。）が開設するウェブサイトの適正かつ円滑な管理及び運用に関し必要な事項を定める。

(ウェブサイトの管理及び運用)

第2条 ウェブサイトの管理及び運用に係る具体的事項は、本規程に基づき支部長が決定する。

- 2 ウェブサイトの作成及び変更並びに管理は、支部長が指定した者（以下、「管理者」という。）が行う。但し、作成及び変更並びに管理の委任先又は請負先の選定及び変更については、支部役員会に報告しなければならない。

(権利の帰属)

第3条 ウェブサイトの著作権は、支部に帰属する。

(ウェブサイトの掲載事項)

第4条 ウェブサイトに掲げる内容は、次のとおりとする。

- (1) 行政書士及び行政書士業務の紹介に関すること
- (2) 支部が行う行事及び活動並びに事務連絡に関すること
- (3) その他、支部長が必要と認めたこと

(掲載禁止事項)

第5条 ウェブサイトには、次の事項を掲載してはならない。

- (1) 法令に抵触するもの
- (2) 政治的活動又は宗教的活動とみなされるおそれのあるもの
- (3) 日本行政書士会連合会の倫理綱領に反するもの
- (4) その他、支部長が不適切と判断したもの

(ウェブサイトに掲載される事項に係る削除依頼についての対応)

第6条 ウェブサイトに掲載される事項のうち、その一部又は全部の削除又は変更を求める依頼がなされた場合、支部長は、その依頼について正当な理由があると判断したときは、当該事項の削除又は変更を管理者に行わせることができる。

2 支部長は、前項の措置について、支部役員会に報告しなければならない。

(管理者の責任)

第7条 ウェブサイトの管理者が支部会員である場合、当該管理者は、故意又は重大な過失がある場合を除き、ウェブサイトから生じる責任を負わない。

2 ウェブサイトの管理者が支部会員以外の者である場合の責任については、別途契約で定める。

(本規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、支部役員会において行う。

(施行期日)

附 則 この規程は平成25年11月19日から施行する。